

坂井市障がい者相談支援センター事業業務委託仕様書

1 委託業務名

坂井市障がい者相談支援センター事業業務

2 業務目的

障がい者、障がい児（以下「障がい者等」という。）、また、その家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず必要な支援を行うものとする。本市における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援専門員等の人材育成を行う等、障がい者等の支援体制強化を図ることを目的とする。

本業務に従事する相談員は障害包括相談員と呼称する。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 担当区域

本業務を行う担当区域は、原則として坂井市とし、春江町及び三国町、又は丸岡町及び坂井町のいずれかを、他障害包括相談員と連携して担当するものとする。ただし、当該業務に関し、必要に応じて、担当区域を越えて業務を行うことがある。また、地区別の新規相談件数や相談者の属性・性別等に応じて、臨機応変に業務を行うものとする。

5 業務対象者

原則として、坂井市内に居住する障がい者等もしくは、その疑いがある障がい者等とその家族、関係者等とする。

6 業務の実施場所

坂井市役所本庁舎（坂井市坂井町下新庄第1号1番地）

7 業務内容

対象となる業務内容は次のものとする。

（1）障がい者相談支援業務

- ① 障がい者相談の初動対応（必要に応じて、世帯全体の生活課題や家計状況、その経緯・背景まで把握した上で対応すること）
- ② 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ③ 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- ④ 社会生活力を高めるための支援
- ⑤ ピアカウンセリング
- ⑥ 権利の擁護のために必要な援助
- ⑦ 専門機関の紹介

（2）基幹相談支援業務

① 総合的・専門的な相談支援の実施

ア 身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び3号に規定する身体障がい者に対する相談等に関すること。

イ 知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び3号に規定する知的障がい者に対する相談等に関すること。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条、第47条、及び第49条に規定する精神障がい者に対する相談等に関すること。

エ 各相談機関だけでは支援が困難な相談や緊急的な相談、継続的な相談、他分野領域に及ぶ相談の対応

オ 相談支援事業所・相談支援専門員への後方支援

② 地域の相談支援体制の強化の取組

- ア 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言等
 - イ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）
 - ウ 地域の相談機関（相談支援事業者、障がい者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）
 - エ 学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援相談支援機関、こども家庭センター等との間での各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施、障がい者等の支援に係る専門的助言等
- ③ 坂井地区障害児・者総合支援協議会の運営等による地域づくりの取組
- ア 坂井地区障害児・者総合支援協議会の運営
 - （ア）市と協力して、坂井地区障害児・者総合支援協議会の事務局を務め、各会議（全体会、運営会議等）に関する運営等を行う。
 - （イ）地域課題の解決に向けた取組について、市と一体となって坂井地区障害児・者総合支援協議会に参画している関係機関等と連携して検討を行う。
 - イ 地域移行、地域定着の促進（地域生活支援拠点業務と連携して実施する）
 - （ア）障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に関する支援や普及啓発
 - （イ）地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
 - ウ 権利擁護、虐待防止
 - （ア）権利擁護・虐待防止に関する広報、普及啓発及び専門的な支援等
 - （イ）障害者虐待に至る可能性がある事例又は虐待が疑われる障がい者等への予防的対応
 - （ウ）障害者虐待を受けた又は受けたとされる障がい者等に対する再犯防止の支援
 - （エ）成年後見に関する普及啓発、相談及び関係機関との連絡調整
 - （オ）その他、災害時における要配慮者の避難の支援に係る業務
 - エ 地域生活支援拠点業務
 - （ア）障害福祉サービス未利用者に対する「事前登録システム」の登録勧奨
 - （イ）市により緊急時の対象者と判断された障害福祉サービス未利用者に対する受け入れ先の調整、コーディネート業務
 - （ウ）障害福祉サービス未利用者の緊急時の受け入れ後の退所に向けたコーディネート業務
 - （エ）坂井地区障害児・者総合支援協議会と連動した専門的人材の確保・養成の取組
 - （オ）坂井地区障害児・者総合支援協議会を中心とした運用状況の検証及び検討への関与
- オ 重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制構築への参画の取組
- （ア）市が開催する支援会議において、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例の情報共有や必要な支援体制の検討
 - （イ）多機関協働事業者が開催する重層的支援会議で整理された地域の支援関係機関間の役割分担に基づく対応、他の支援機関等との連携・協働による支援の提供
 - （ウ）地域づくり事業により構築される地域のネットワークとの連携
- カ その他、坂井市の障がい者福祉計画（障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画）の目的達成のために必要な業務を行う。
- ④ 基幹就労支援業務
- ア 就労移行支援事業等の利用者が一般就労、障害者就労に移行するための後方支援
 - （ア）企業実習や企業見学の紹介支援
 - （イ）労働法令、社会保険等に関する助言等
 - （ウ）就職セミナーの企画、開催
 - イ 特別支援学校等の生徒が一般就労、障害者就労に進むための後方支援
 - （ア）学校の支援員に対する専門的な助言、指導等
 - （イ）卒業後の就職先とのマッチング支援
 - （ウ）就職後の定着支援（他に担う機関がない場合）
 - （エ）就職セミナーの企画、開催
 - ウ 一般就労、障害者就労を希望する障害者に対するきめ細やかな就労支援
 - （ア）障害者への伴走を行うとともに、障害者の個々に応じた企業等を開拓することで、

就労に向けた実習先のマッチングを行う。

(イ) 事業者へ合理的配慮の提供について周知し、就労定着を促す。

エ 坂井地区障害児・者総合支援協議会、公共職業安定所等各関係機関と連携し、就労又は就業の支援体制づくりを行うこと。

オ その他市長が必要と認める障害者の就労又は就業の支援に係る事業を行うこと。

なお事業の実施に当たっては、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、特別支援学校等の各関係機関、民生委員、障害者相談員等と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努め、坂井地区障害児・者総合支援協議会等と有機的な連携体制を構築し、切れ目のない一貫した支援を図るための具体的な連携を強化しなければならない。

8 職員体制

(1) 職員配置

- ① 受託法人は業務を円滑に行うため、常勤かつ専従の専門的職員を1名配置すること。専門的職員は、特定（障害児含む）相談支援・一般相談支援業務等他の業務について、兼務は認めない。
- ② 業務責任者として、専門的職員以外に管理者を法人内に配置すること。管理者は、業務に支障がない場合、受託法人内の他の業務との兼務も可能とする。
- ③ 常勤かつ専従の専門的職員1名以外に職員を配置することができる。専門的職員1名以外に配置された職員については、受託法人内の他の業務との兼務も可能とする。
- ④ 常勤かつ専従の専門的職員の配置については、受託後に受託法人の責任者で構成される管理者会議において調整を行うものとする。

(2) 資格

専門的職員については、主任相談支援専門員又は相談支援専門員であること。また、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、社会保険労務士もしくはファイナンシャル・プランニング技能士等を所有していることが望ましく、市の相談支援機能の強化に必要と認められる者でなければならない。

(3) 受託者の責務

- ① 事業に従事する職員は、相談者及び相談世帯に関する個人情報の保護に万全を期するものとし、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ② 事業に従事する職員は、資質の向上を図るため各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、自己研鑽に努めるものとする。特に医療的ケア児等コーディネーター養成研修については積極的に受講するよう努めるものとする。
ただし、研修により市役所を長時間離れる場合には、他相談員への十分な引継ぎや代理を立てる等により、緊急の相談に対応できる体制を整えるものとする。
- ③ 窓口開設時間中は、業務に対応できる体制とすること。
- ④ 受託法人は、契約締結後速やかに、職員名簿を市に提出すること。また、異動があったときは、速やかに異動届を市に提出すること。
- ⑤ 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従事者の勤務体制、職務環境、訪問手段等を定めておくこと。また、専門的職員が困難ケースへの対応等により孤立しないよう、特定（障害児含む）相談支援・一般相談支援の相談支援専門員等と連携できる相談体制を構築すること。
- ⑥ 受託法人において、委託者の指定する仕様の Microsoft365 を、委託者の指定する企業と契約すること。

9 開設日及び時間等

- (1) 開設日 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）
- (2) 時間 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 休日等 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始
- (4) 開設時間中は、会議や外出の用事のある時以外は坂井市役所本庁舎で待機し、相談に対応できるようにすること。休日・時間外においても、24時間連絡がとれる体制を確保すること（携帯電話等による体制でも可能とする）。また、利用者へのサービスの観点から、受託法人の判断により上記の開設日及び開設時間を超えて開設することを可能とする。

1 0 設備及び備品

- (1) 事業の運営を行うための事務室（机・椅子・専用電話・パソコン等）及び相談室等については、委託者が確保するものとし、障がい者に配慮した環境に努めると共に、相談者が相談しやすい環境を整備する。
- (2) 自動車整備に関する費用や自動車運用に係る交通事故等の損害金、その他自動車整備に関する一切の責任は受託者が負うものとする。
- (3) その他の必要な経費については、受託者が準備するものとする。

1 1 運営等に関すること

(1) 諸記録及び帳票等の整備

- ① 受託者は、障がい者相談支援センター事業の業務に係る諸記録（相談受付票、ケース記録、業務日報・月報等）その他委託料の収支に関する帳票（委託費精算書、事業報告書等）を整備し、経理状況等を常に明らかにしておくものとする。
- ② 受託者は、諸記録及び帳票等を委託期間満了後、直ちに坂井市に返還し、引き渡しをするものとする。
- ③ 諸記録は、委託者の指定する共通のシステムにより管理、共有するものとする。
- ④ 諸記録に障がい者相談支援業務、基幹相談支援業務それぞれに従事した時間を記載する等、各業務内容の業務時間を業務日ごとに管理すること。

(2) 報告

- ① 毎月終了後、業務報告書を作成し、翌月 10 日までに、坂井市に提出すること。
- ② 年度終了ごとに運営業務に係る事業報告書を作成し、速やかに坂井市に提出すること。

1 2 留意事項

(1) 苦情対応

- ① 苦情対応の責任者及び担当者、その連絡先を掲示するなど明らかにし、利用者等から苦情の申し立てがある場合、迅速かつ誠実に対応すること。
- ② 苦情及び対応の内容について記録すること。
- ③ 利用者等が苦情申し立て等を行ったことを理由に不利益な取り扱いをしないこと。

(2) 事故発生時の対応

利用者等に対し、業務の提供により事故が発生した場合、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。また、事故の状況、処置について記録しなければならない。

(3) 損害賠償

本契約の各条項に違反し、または法及び民法その他の関係法令に違反し、利用者またはその家族の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害賠償を負う。

ただし、受託者に過失がない場合は、市との協議により解決する。

(4) 秘密保持

委託業務で知り得た個人情報その他の事項について、坂井市個人情報保護条例を遵守すること。

(5) 中立義務

委託業務の実施にあたっては、利用者を特定のサービス事業者等による障害福祉サービスを利用するよう誘導し、もしくは支持すること等により、特定の障害福祉サービス事業所等を有利に取り計らうことがないよう公正中立を確保すること。

(6) 障がい者差別解消

業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律を遵守するとともに、障がい者等に対する合理的配慮の提供、差別解消に努めること。

(7) 暴力団排除

受託業務の履行にあたって、坂井市暴力団排除条例を遵守すること。

(8) 災害時の協力

坂井市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、市と協力して、障がい者等の生活等における支援に努めるものとする。

(9) 契約の解除

受託者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合またはその他の理由により契約解除が妥当であると坂井市長が認めた場合には、90日以上予告期間をもって、この契約を解除することができる。

なお、受託者の都合により契約を解除する場合も、90日以上予告期間を要するものとする。

1 3 引継ぎ

受託者は、契約期間満了に伴い本業務を終了するとき、又はその他の理由により本業務を終了する必要がある場合には、利用者の利益を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継ぎに努めること。

1 4 協議事項

この仕様書に定めのない事項については、法等の関係法令に従い、協議により定める。